

## 数据设定软件(MEXE02)的软件使用授权合同

在使用本软件以前，请仔细阅读下述使用条件。当本软件处于可供使用状态（包括下载、安装及其他行为在内但不仅限于此）之时，视为本软件的用户（以下称为“用户”。）同意下述使用条件，与 Oriental Motor 株式会社（以下称为“Oriental Motor”。）之间的合同成立。

1. 与本软件相关的所有权、著作权等知识产权及其他权利，根据其内容分别归属于 Oriental Motor 或 Oriental Motor 的授权方。
2. 仅在使用与本软件相应的 Oriental Motor 产品的前提下，Oriental Motor 同意授予用户使用本软件的非排他性权利。
3. 用户可以在 1 台特定电脑上安装使用本软件的 1 个副本。此外如出于备用目的，可以在安装后创建 1 套本软件的复制（备份）软件。
4. 用户不得向第三方复制、发行、出租、转让本软件，且不得允许第三方通过其他方法使用本软件。此外，用户不得将本软件上传或刊载到可供非特定多数人访问的网络论坛或网站等。
5. 用户不得对本软件的全部或部分进行修正、改变、逆向工程、反编译或反汇编等操作。
6. 用户使用本软件时，应遵守外汇及外国贸易管理法、其他日本进出口相关法规。此外，用户不得向日本政府或美国政府的出口管制对象国家出口本软件。
7. Oriental Motor 及 Oriental Motor 的授权方不保证本软件对用户特定目的的适用性或有实用性，不保证本软件无任何瑕疵，不对本软件作出任何相关保证。
8. 无论在任何情况下，Oriental Motor 及 Oriental Motor 的授权方不对本软件使用期间发生的所有附带或相关的直接或间接损失、损害等（包括硬件或其他软件的破损、事业利益的丧失、事业的中断、事业信息的丧失等相关损害但不仅限于此）承担任何责任。
9. Oriental Motor 及 Oriental Motor 的授权方不对第三方就本软件提出的一切权利主张承担任何责任。
10. 为了进行改良，Oriental Motor 可能不经预告对本软件内容进行变更。
11. 如用户违反本合同，本合同立即终止。本合同终止后，用户不得使用本软件。
12. 本合同以日文及中文（简体字）两种语言签订，如两种版本相互抵触，则以日语版为准。
13. 本合同以日本国法为依据。

14. 当事人之间发生的所有因本合同或是与本合同有关的纠纷、争论或是意见的不一致，将由一般财团法人日本商事仲裁协会进行裁决。该协会的作出的商事仲裁将作为终审判决，在东京具有约束力。

## データ設定ソフトウェア(MEXE02)のためのソフトウェア使用許諾契約書

本ソフトウェアをご使用になる前に、下記の使用条件をよくお読みください。本ソフトウェアのユーザー(以下「ユーザー」と言います。)は、本ソフトウェアを使用可能な状態にされた(ダウンロード、インストールその他の行為を含むがこれに限定されない)時点で、下記使用条件に同意したものとみなし、オリエンタルモーター株式会社(以下、「オリエンタルモーター」と言います。)との間で契約が成立したものとさせていただきます。

1. 本ソフトウェアに関する所有権、著作権等の知的財産権及びその他の権利は、その内容によりオリエンタルモーターまたはオリエンタルモーターに対する実施許諾者に帰属します。
2. オリエンタルモーターは、ユーザーに対し、本ソフトウェアに対応するオリエンタルモーター製品を利用する目的でのみ本ソフトウェアを使用する非独占的権利を許諾します。
3. ユーザーは、本ソフトウェアの複製1部を特定の1台のコンピュータにインストールして使用することができます。また、インストール後、予備とする目的であれば、1セットに限って本ソフトウェアを複製(バックアップ)することができます。
4. ユーザーは、第三者に対し、本ソフトウェアを複製、頒布、貸与、譲渡し、又はその他の方法により使用させることはできません。また、ユーザーは、不特定多数の者によるアクセスが可能な電子掲示板やウェブ・サイトなどにアップロードまたは掲示することはできません。
5. ユーザーは、本ソフトウェアの全部または一部を修正、改変、リバース・エンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブル等することはできません。
6. ユーザーは、本ソフトウェアを使用するにあたり、外国為替および外国貿易管理法その他の日本国の輸出関連法規を遵守するものとします。また、ユーザーは、本ソフトウェア製品を日本政府又は米国政府による輸出管理規制の対象国へ輸出することはできません。
7. オリエンタルモーターおよびオリエンタルモーターに対する実施許諾者は、本ソフトウェアがユーザーの特定の目的のために適当であること、もしくは有用であること、または本ソフトウェアに瑕疵がないこと、その他本ソフトウェアに関していかなる保証もいたしません。
8. オリエンタルモーターおよびオリエンタルモーターに対する実施許諾者は、本ソフトウェアの使用に付随または関連して生ずる直接的または間接的な損失、損害等(ハードウェア又は他のソフトウェアの破損、事業利益の喪失、事業の中断、事業情報の喪失など

にかかる損害を含みますが、これらに限定されません) について、いかなる場合においても一切の責任を負いません。

9. オリエンタルモーターおよびオリエンタルモーターに対する実施許諾者は、本ソフトウェアについて第三者からなされるいかなる権利主張に対しても一切責任を負わないものとします。
10. オリエンタルモーターは、改良のため、本ソフトウェアの内容を予告なく変更することがあります。
11. ユーザーが、本契約に違反した場合には、本契約は直ちに終了するものとします。本契約の終了後、ユーザーは、本ソフトウェアを使用することはできません。
12. 本契約は日本語と中文（簡体字）で締結されるものとしますが、相互に矛盾するときは、日本語版を正本とします。
13. 本契約は、日本国法に準拠するものとします。
14. 本契約からまたは本契約に関連して、当事者の間に生ずることがあるすべての紛争、論争または意見の相違は、一般社団法人日本商事仲裁協会において、同協会の商事仲裁規則に従って、東京において、拘束力を有する仲裁により最終的に解決されるものとします。